

富田林市指定管理者選定委員会 評価報告書

令和2年9月28日

富田林市指定管理者選定委員会

はじめに

富田林市指定管理者選定委員会において、指定期間の初年度である令和元年度指定管理業務について、下表の7施設の委員会評価を実施しましたので、その結果を報告いたします。

本委員会の評価結果が適切に活用され、更なる市民サービスの向上と各指定管理者による公の施設の管理運営が、より一層効果的に行われることを期待します。

●評価対象施設(指定期間の2年目)

施設名	施設所管課	指定管理者
①富田林市農業公園	農とみどり推進課	農事組合法人 富田林市南地区協同組合
②富田林市立コミュニティセンター	地域福祉課	(社福)富田林市社会福祉協議会
③富田林市立総合福祉会館	地域福祉課	(社福)富田林市社会福祉協議会
④富田林市ケアセンター	地域福祉課	ケアセンター管理運営共同事業体
⑤富田林市立市民総合体育館他 21施設および富田林市立総合スポーツ公園	生涯学習課	ミズノグループ
⑥すばるホール	生涯学習課	(公財)富田林市文化振興事業団
⑦富田林市市民会館	生涯学習課	アクティオ株式会社

1 評価の目的

指定管理者による施設の管理運営状況等について、客観的かつ多角的な視点から評価を行い、課題や改善点等を検証することにより、指定管理者制度の円滑な運用、並びに施設のより良い管理運営と市民サービスの向上を図ることを目的としています。

2 評価の実施方法

評価サイクルは下表の通りであり、今年度はいずれも指定期間が5年間の施設の2年目評価(評価対象年度は初年度)を行いました。

委員会での評価実施にあたっては、自己評価並びに担当課評価を基にした、所管課による評価説明及び質疑応答を経て、各委員が、「指定管理者業務評価シート」の評価項目毎に1～10の10段階(10が最良)による採点評価を行いました。

●評価実施時期

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
指定期間	5年間	—	○	△	○	△	△
	4年間	—	○	△	△	△	
	3年間	—	○	△	△		

※△は自己評価及び担当課評価、○は自己評価、担当課評価及び委員会評価

●評価一覧

	評価実施者	評価	評価項目
自己評価	指定管理者	a～d評価	※23～25評価項目
担当課評価	施設所管課	a～d評価	※23～25評価項目
総合評価 (委員会評価)	富田林市指定管理者 選定委員会	100点評価	評価項目毎に委員の平均点を算出し、合計得点を百分率で換算

※施設の特性等に応じて、評価対象外の項目が存在する為、評価対象数が前後します。

●評価項目

指定管理者業務評価シート(資料)を参照。

3 評価基準

設定した評価項目ごとに1～10の10段階(10が最良)で評価し、以下の式をもって総合評価点数を算出します。なお、実施内容が、提案基準を満たしていると判断した場合の点数について、10段階の7と採点することと決しました。

$$\text{各項目の得点の合計} \div (\text{委員会評価項目数} \times \text{各項目の配点}) \times 100 = \text{総合評価点数}$$

4 評価日程

日時・場所	内容
令和2年7月31日（庁議室） 13時30分～15時00分	・委員会(議事録)の公開・非公開について ・令和元年度指定管理業務評価について ①富田林市農業公園
令和2年8月6日（庁議室） 13時30分～17時00分	②富田林市立コミュニティセンター ③富田林市立総合福祉会館 ④富田林市ケアセンター
令和2年8月18日（庁議室） 13時30分～17時00分	⑤富田林市立市民総合体育館他21施設および 富田林市立総合スポーツ公園 ⑥すばるホール ⑦富田林市市民会館

※審議会等の会議は公開を原則としていますが、本審議内容については、富田林市情報公開条例第6条第1項第2号に規定される情報を取り扱うことともに、委員の忌憚のない意見交換等をしていただくため会議は非公開、議事概要は公開とすることを、委員会において決定しました。

5 評価体制(委員)

区分	氏名	所属等	備考
外部委員	久 隆浩 委員	学識経験者（大学教授）	委員長
	北川 和郎 委員	学識経験者（弁護士）	
	江本 卓也 委員	学識経験者（金融機関職員）	
	正木 隆行 委員	学識経験者（税理士）	
	野村 恭子 委員	学識経験者（民生委員・主任児童委員）	
内部委員	置田 保巳 委員	副市長	
	松田 貴仁 委員	副市長	
	山口 道彦 委員	教育長	
	谷口 勝久 委員	市長公室長	
	渡部 るり 委員	総務部長	

6 評価結果

下表に示す総合評価点数は、評価項目ごとの採点の結果として得られる数値です。点数の目安としては、業務仕様や指定管理者の提案内容が満たされた問題の無い管理運営がなされた場合に概ね70点となります。

施設名	施設所管課	指定管理者
総合評価 (評価委員数)	委員会講評	
①富田林市農業公園	農とみどり推進課	農事組合法人 富田林市南地区協同組合
63. 8点 (10名)	<p>個人情報保護対策や公益通報窓口等の構築、また、緊急時の迅速な対応など、早急に組織体制の強化を進められたい。また、農だけに頼らない経営的視点を持った職員の育成やスキルの養成を強く要望するとともに、利用促進策や利用者満足度の向上については、類似施設の先進事例や外部研修で得た知識を積極的に取り入れるなど、さらなる集客の工夫が必要である。</p> <p>収支計画においては、自主事業も含め公共性の高い事業であることを勘案し、当初計画から大きく乖離が生じることのないよう正確な収支計画を立てられたい。</p>	
②富田林市立コミュニティセンター	地域福祉課	(社福)富田林市社会福祉協議会
73. 6点 (10名)	<p>地域との連携におけるイベント企画については、実施方針や活動を具体的に定め、効果把握に努められたい。また、計画的な研修実施に努めるとともに、合同研修の開催や、個人情報保護に係る訓練実施など、より効果的な研修形式について検討されたい。利用者意見の把握のため、広聴機能の強化を望むとともに、世代間交流事業においては、多世代にわたり交流が図れる事業づくりに向けて、事業名称の工夫や情報収集に努め、利用者のニーズや関心が得られるよう、創意工夫を図られたい。総じて、施設の管理運営について、一定水準のサービス提供がなされていることから、今後も更なる利用者サービスの向上を期待します。</p>	
③富田林市立総合福祉会館	地域福祉課	(社福)富田林市社会福祉協議会
73. 3点 (10名)	<p>貸館の利用にあたっては、利便性向上に向けて、ホームページでの周知や予約方法の改善について検討するとともに、利用促進策として、多様な高齢者へのアプローチを行い、福祉会館としての裾野を広げ、施設利用者の利用拡大を図る仕組みについて検討されたい。また、研修については、効率的に職員が受講できるよう、ジョブローテーションの活用なども組み合わせた、勤務体制や研修形式について検討を図られたい。浴場利用者数が減少傾向にある中、その必要性も含め、市内にある他の類似施設との役割について検証し、マーケティング調査を行うなど、今後の施設の方向性・管理運営について検討されたい。</p>	

④富田林市ケアセンター	地域福祉課	ケアセンター管理運営共同事業体
72. 3点 (10名)	<p>事業報告については、地域との連携や健康づくり世代間交流施設における苦情・要望など、具体的な内容や対応を把握できるよう検討されたい。また、自主事業として行われている介護保険事業については、指定管理者と市が両輪となり、対象者への広報PRの工夫など、アウトリーチ活動を積極的に取組まれたい。</p> <p>総じて、施設の管理運営について、一定水準のサービス提供がなされていることから、今後も更なる利用者サービスの向上を期待します。</p>	
⑤富田林市立市民総合体育館他 21施設および富田林市立総合スポーツ公園	生涯学習課	ミズノグループ
72. 2点 (8名)	<p>苦情への対応については、市の定期モニタリング等において適宜、確認・指導等を行い、改善状況を把握するとともに、指定管理者においては、適切に管理運営に反映されるよう取組まれたい。</p> <p>また、利用形態に合わせた施設の空き状況などを積極的に情報発信することで利用者の利便性を向上させるとともに、利用者が平等に利用できるよう早急に対策を講じられたい。自主事業の実施にあたっては、各々の施設がより効果的に利用されるようニーズの把握や事業展開の工夫に努め、更には連携事業者と積極的な交流を行うなど関係性の構築に努められたい。最後に、施設全体におけるマネジメントの重要性を改めて認識し、効果的な人員配置を図られたい。</p>	
⑥すばるホール	生涯学習課	(公財)富田林市文化振興事業団
75. 9点 (8名)	<p>文化振興活動におけるビジョンを明確に示し、多様な世代のニーズに即した事業展開や集客方法について検討を行い、文化活動をプロデュースする若者の育成や支援など、新しい文化の芽を育む活動に取組まれたい。</p> <p>また、利用形態に合わせた施設の空き状況などを積極的に情報発信し、利用者の利便性向上や利用促進に努めるとともに、各種研修においては、「法人」・「指定管理者」各々の役割を明確に位置付け、得られた成果や先進的な取組み事例などを今後の事業展開に活かすことで、さらに施設運営に活かされるものと期待する。これまでの評価結果を真摯に受けとめ、様々な工夫のもと管理運営が行われており、今後も更なる利用者サービスの向上に取組まれたい。</p>	

⑦富田林市市民会館	生涯学習課	アクティオ株式会社
75.5点 (8名)	<p>個人情報保護に係る研修については、より効果を高めるため、訓練実施を行うなど研修形式の工夫について検討されたい。なお、他の研修においては、様々な工夫が見られ非常に良い内容で実施されたと評価できる。</p> <p>また、地域団体の育成という観点から、各種団体が主体性をもって活動できる拠点づくりや、団体同士が共に活動できるような機会の提供に努められたい。更には、「利用者の満足度」・「地域団体の主体性の育み」いずれもが相互に作用し合い、相乗効果を生むことで更なる利用促進を期待したい。</p>	

7 全施設に共通する意見

指定管理者業務評価に際し、全施設に共通する意見について、下記の通りとりまとめましたので、今後の参考にさせていただきたい。

記

一. 事業報告書の記載方法の改善

適正に評価を行うため、事業報告書については、評価される側の観点からアピールする工夫も含めた、わかりやすい報告内容(管理運営の実績・結果による分析・今後の対応等)となるよう努められたい。

改善の箇所の一例としては、苦情・要望等の内容(分析や対応結果も含む)や自主事業の内容等の記載について、不足していることが挙げられ、今後、事業報告書の記載方法について見直しを望む。

二. 公共施設のマネジメント

市民ニーズの多様化など、時代の変遷の中で求められる公共施設の役割や機能について、官民の役割分担や用途転用等を含め、中期的に再検討を行われたい。また、その供給のあり方については、改めて目指すべき各々の施設の姿を、施設の設置者である市と指定管理者双方により議論されることを望む。

三. 当委員会による評価の意義(評価結果の共有)

当委員会による評価は、施設所管課・指定管理者にとっての業務改善や市民サービスの向上に繋げることを目的として行っている。そのため、指定管理者の取組成果や課題を明確にし、適正な評価を行うことにより、指定管理者の意欲を向上させるとともに、施設所管課及び指定管理者が管理運営上の課題に気づき、協働して解決できるように機能させ

ることが必要である。

市と指定管理者が互いに連携、協調しながら、目指すべき方向性を共有し、それぞれの責務を全うすることにより、施設の設置目的が達成されるものであることから、日頃から指定管理者との積極的な情報共有や、密な連絡調整を図られたい。

四. 新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みた指定管理者への対応

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応として、施設の休館等による指定管理運営体制やリスク分担を含めた基準を明確にするなどの検討をされたい。

以上